

広島市条例第55号

令和7年12月25日

広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部改正について

広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松井一實

広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年広島市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条中「含む」の右に「。次条第1項において同じ」を加える。

第3条第1項を次のように改める。

教育職員（校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者をいう。第3項及び次条第2項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）には、その者の給料

月額の 100 分の 10（幼稚園の教育職員にあつては、100 分の 4）に相当する額の教職調整額を支給する。

第 3 条第 3 項中「教育職員」の右に「（一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月 30 日広島市条例第 62 号。以下「給与条例」という。）第 9 条第 1 項の管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第 6 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）」を加える。

第 4 条第 2 号中「第 22 条の 3」を「第 22 条の 2」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指導改善研修被認定者に係る前項第 3 号に掲げる条例の規定及びこれに基づく規則等の規定の適用については、当該指導改善研修被認定者を前条第 1 項の教育職員とみなしたならば支給されることとなる同項の教職調整額は、給料とみなす。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までの間における第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 10」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 5
令和 9 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 6
令和 10 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 7
令和 11 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 8
令和 12 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで	100 分の 9

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「応じて」を「応じ、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

附則第14項中「第22条の3第2項」を「第22条の2第2項」に改め、附則に次の1項を加える。

16 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における別表第3の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる額は、それぞれ同表の第4欄に掲げる額とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
令和8年1月 1日から同年 12月31日 まで	別表第3のイの 表の備考の2	30,900円	11,700円
	別表第3のイの 表の備考の3	23,000円	3,800円
	別表第3のエの 表の備考の2	30,700円	11,500円
	別表第3のエの 表の備考の3	23,000円	3,800円
	別表第3のオの 表の備考の2	31,700円	11,500円

	別表第3のオの 表の備考の3	24, 200円	4, 000円
令和9年1月 1日から同年 12月31日 まで	別表第3のイの 表の備考の2	30, 900円	15, 600円
	別表第3のイの 表の備考の3	23, 000円	7, 700円
	別表第3のエの 表の備考の2	30, 700円	15, 400円
	別表第3のエの 表の備考の3	23, 000円	7, 700円
	別表第3のオの 表の備考の2	31, 700円	15, 600円
	別表第3のオの 表の備考の3	24, 200円	8, 100円
令和10年1月 1日から同 年12月31 日まで	別表第3のイの 表の備考の2	30, 900円	19, 400円
	別表第3のイの 表の備考の3	23, 000円	11, 500円
	別表第3のエの 表の備考の2	30, 700円	19, 200円
	別表第3のエの 表の備考の3	23, 000円	11, 500円
	別表第3のオの 表の備考の3	31, 700円	19, 600円

	表の備考の 2		
	別表第 3 のオの 表の備考の 3	2 4 , 2 0 0 円	1 2 , 1 0 0 円
令和 11 年 1 月 1 日から同 年 12 月 31 日まで	別表第 3 のイの 表の備考の 2	3 0 , 9 0 0 円	2 3 , 2 0 0 円
	別表第 3 のイの 表の備考の 3	2 3 , 0 0 0 円	1 5 , 3 0 0 円
	別表第 3 のエの 表の備考の 2	3 0 , 7 0 0 円	2 3 , 0 0 0 円
	別表第 3 のエの 表の備考の 3	2 3 , 0 0 0 円	1 5 , 3 0 0 円
	別表第 3 のオの 表の備考の 2	3 1 , 7 0 0 円	2 3 , 6 0 0 円
令和 12 年 1 月 1 日から同 年 12 月 31 日まで	別表第 3 のオの 表の備考の 3	2 4 , 2 0 0 円	1 6 , 1 0 0 円
	別表第 3 のイの 表の備考の 2	3 0 , 9 0 0 円	2 7 , 1 0 0 円
	別表第 3 のイの 表の備考の 3	2 3 , 0 0 0 円	1 9 , 2 0 0 円
	別表第 3 のエの 表の備考の 2	3 0 , 7 0 0 円	2 6 , 9 0 0 円
	別表第 3 のエの 表の備考の 3	2 3 , 0 0 0 円	1 9 , 2 0 0 円

別表第3の才の表の備考の2	31, 700円	27, 700円
別表第3の才の表の備考の3	24, 200円	20, 200円

別表第3のイの表の備考の2中「7, 900円」を「30, 900円」に改め、同表の備考に次のように加える。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に23, 000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3のエの表の備考の2中「7, 700円」を「30, 700円」に改め、同表の備考に次のように加える。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に23, 000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3のオの表の備考の2中「7, 500円」を「31, 700円」に改め、同表の備考に次のように加える。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に24, 200円をそれぞれ加算した額とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第22条の2を削り、第22条の3を第22条の2とする。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。